

○役員等の報酬に関する規則

(平成4年3月23日規則第11号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

**第2条** この規則において、役員等とは次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 苦情解決に係る第三者委員

(非常勤役員等の報酬)

**第3条** 非常勤の役員等が、次の各号の一に該当する場合は、日額4,500円の報酬を支給する。

- (1) 本会の必要とする会議等に出席したとき
  - (2) 本会を代表して会議等に出席したとき
  - (3) 本会の主催する相談業務に従事したとき
- 2 前項の規定にかかわらず、当該役員等が豊田市及びその機関等に勤務する一般職に属する公務員である場合は、これを支給しない。
- 3 報酬は、指定金融機関の口座への振込みにより支給するものとする。
- 4 1日に2以上会議等に出席したときは、先の会議等において支給するものとする。
- 5 会議に出席し、会議を主催する団体等から報酬が支払われる場合は、前各項の規定にかかわらず、これを支給しない。

(会長の報酬)

**第4条** 前条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、役員等のうち定款第18条第2項に規定する会長については、月額90,000円の報酬を支給する。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

**付 則**

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 役員等の報酬に関する規程（昭和60年規程第3号）は、廃止する。

**(平成5年規則第7号～平成14年規則第3号の改正付則 省略)**

**付 則**（平成21年規則第16号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

**付 則**（平成23年規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**付 則**（平成29年規則第2号）

この規則は、議決の日から施行する。ただし、改正後の役員等の報酬に関する規則第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。